

被告準備書面(2)

令和5年2月21日

京都地方裁判所 第1民事部合議BD3係 御中

第1 原告準備書面(1) 請求の原因2(債務不履行に基づく損害賠償請求)に対する答弁

原告代理人は、第1回口頭弁論において、「判決文と主張は同じ」といった主旨の発言を行っている。しかしながら、その判決文には、「被告人が不合理な弁解に終始し、反省の態度が全く見られず、何ら慰謝の措置も講じていない」と述べられているが、どの部分がどのように不合理なのかが説明されていないと言わざるを得ない内容である。

具体的に説明すると、被告は、無罪と考えている理由の数々を最終陳述で説明しているにもかかわらず、それらを見ないようになっている形となっており、たとえば、

*施術開始前の声掛け内容から、

「そこは結構です」と告げても被告は逆上しないと理解していた点

*施術開始から胸周辺に至るまでの施術において、

前戯の愛撫のように感じている姿を隠さずに見せつけていた点

*重要ポイントで「覚えてないです」「わかりません」とごまかしている点

*命をかけて口へのキスに抵抗できるのにブラに手が入ってくる時に抵抗していない点

*顔を背けて口へのキスに抵抗できるのに足を閉じて陰部へのキスに抵抗していない点

*陰部へのキスに抵抗しないばかりか紙ショーツを脱がせることに協力までしている点

*挿入される前の段階で、

自分から挿入を導くように「いく・いっちゃう」と激しく感じている姿を見せつけている点

*施術後に全くショックを受けておらず、ごく普通に着替え、おしゃれまで楽しんでいる点

*「他に誰もいない密室・変に抵抗したら命が危ない」

という状況は何も変わっていないのに支払いを拒否できている点

*「変に抵抗したら命が危ない」と言いながら、

「いつもこんなことをしているのか」と攻撃的な態度まで取っている点

*検事・刑事という立場にある女性が女性目で見えて「無罪」と判断していた事実

など、これらに対して何ら合理的な説明がなく、抗拒不能の状態だったと強引に主張しているだけで、何を反省して謝罪しなければならないのかが理解できない状況である。

換言すれば、これらの無罪と考えている理由、すなわち、原告女性は抗拒不能といった状態にはなっておらず、同意・要望していたのであるから債務不履行など発生していないと考えている理由に対し、合理的な疑いを差し挟む余地がないところまで明確に反証していただき、「被告の主張は不合理である」と公平な目を持つ第三者の誰もが理解すると被告自身も理解できるなら、原告女性に謝罪することを約束する。

なお、令和4年12月12日付の答弁書において、原告女性が実際に行っている言動に照らし合わせ、同意、少なくとも同意の誤信が発生する状況だったという点に加え、抗拒不能の状態とは到底考えられないという点も合わせて指摘したが、原告準備書面(2)に対して補足も含めながら以下に再度説明し、被告は原告女性の同意・要望に沿って履行していることを証明することで、債務不履行には該当しないことも証明する。

第2 原告準備書面(2) 請求の原因1及び2についての主張に対する答弁

第1回口頭弁論において、原告代理人の「判決文と主張は同じ」といった主旨の発言を受け、裁判長は、「刑事裁判と同じ判決が下されるとは限らず、判決が確定しているわけでもなく、ちゃんと意見を提出してください」と命じていた。しかしながら、提出された書面は、判決文をコピー・ペーストしているだけの内容で、論告要旨や判決文に対して反証して

いる被告の答弁書内容を無視して見ないようにしていると言わざるを得ない。そんな不誠実な内容にもかかわらず、「原告の証言は信用できる」「原告の同意があるものと誤信するような状況ではなかった」「前後を含む一連の経過に照らしてその供述内容自体に殊更な虚偽や誇張を疑わせるような不自然な点はない」などと主張しており、理解不能である。

2-1 「顔を背ける程度の抵抗をすることができたことについても、わいせつ行為そのものに対して抵抗し得なかったことと何ら矛盾するものではない」という主張

これも判決文をそのままコピー・ペーストしているものであるが、2022年12月12日付の答弁書でも説明したように、全く理論的ではなく、根拠不明で理解不能と言うほかない。

原告女性は、「キスをされるのではないかなどという嫌悪感から顔を背けた」と被害者尋問で証言しているが、普通に考えて、口へのキスに抵抗できるのであれば、ブラに手が入ってくる時や乳首にキスされる時にも抵抗できないはずはなく、嫌だったら絶対に抵抗するはずである。また、陰部へのキスは足を閉じるだけでできなくなるが、顔を背けるのと同様にごく簡単な行動にもかかわらず、なぜか抵抗していない。さらには、動画には、紙ショーツをほんの数秒で脱がせる状況が記録されており、じっとしているだけでもあのようにスムーズに脱がせることなどできないわけで、足を閉じて抵抗していないばかりか自分から尻を上げ、脱がせることに協力までしているのである。

そもそも、原告女性は、「変に抵抗したら包丁で刺されて命が危ないかもしれないと怖くて抵抗できなかった」と証言しており、そのような恐怖を本当に感じていて抗拒不能だったのであれば、命をかけて顔を背けて抵抗するなどできるはずはない。すなわち、抵抗できているということは、命の危険など感じていなかった証拠であり、変に抵抗したら命が危ないという恐怖から抗拒不能だったというのは嘘という証明である。

補足：京都地検の明らかに矛盾した主張

京都地検は論告要旨で、「被告人の顔から逃れるために顔を左側に背けて右肩を浮かせたり、顔を被告人の方に向かせられそうになって抵抗したりしたものと見ることができる」と説明している。すなわち、抗拒不能と繰り返し主張しながら、この行動を抵抗したりしたものと認識し、抵抗できる状態にあったと認めているわけで、明らかに矛盾している。し

たがって、無理矢理強引に抗拒不能の状態だったと主張していると言わざるを得ない。

補足：口へのキスには抵抗し、乳首・陰部には抵抗しないという奇異な状況の発生理由

被告人質問で「キス以外は何でもやってくださいと依頼してきた女性もいた」と被告が証言しているように、男性との一夜限りの恋といった場合、あくまで性的な快感を求めているだけで、女性にとって唇は非常に神聖な場所といった意識から、愛のない口へのキスは絶対に嫌という女性が多く、一般的にも知られる女性の典型的な割り切り方である。

そして、口へのキスには抵抗し、乳首・陰部へのキスは抵抗せずに受け入れるといった奇異な行動は、このような一夜限りの恋を楽しんでいたと考える以外に説明が付かず、同意というより要望していないと発生しない行動である。

言うまでもなく、変に抵抗したら命が危ないと恐怖を感じて抗拒不能だったのであれば、口へのキスに命をかけて抵抗するなどできるはずはない。換言すれば、口へのキスは本当に嫌だから抵抗し、乳首や陰部は、望んでいなければ絶対に触らせる場所ではなく、もっとしてほしいから抵抗しなかった形であり、これで矛盾なく話がつながる形となる。

2-2 「明示的な了承を得ることなく」という主張

同じく答弁書でも説明したように、後難を回避するために施術開始の直前、被告はすべての客に対して明示的に声掛けを行っている。その際に伝えていた1つが、「力が強過ぎる・弱過ぎるとか、そこは結構です・そこをもっとしてほしいなど何かあれば遠慮なく声をかけて下さい」という内容である。すなわち、「そこは結構です」と告げても被告は逆上などしないと原告女性は理解していたのである。

補足：「口へのキスに抵抗する」という行動と、「そこは結構です」と告げる行動の比較

「変に抵抗したら包丁で刺されて命が危ない」という恐怖の中で「顔を背けて口へのキスに抵抗する」という行動と、「そこは結構です・そこをもっとしてほしいなど、何かあれば遠慮なく声をかけて下さい」と伝えられている状況で「そこは結構です」と告げる行動。この2つを比較すれば、「そこは結構です」と告げる行動の方が恐怖もなく遥かに簡単と誰にでも理解できるはずである。すなわち、命をかけて口へのキスに抵抗できるのに、命をかける恐怖など感じることなく「そこは結構です」と言えるのに言わないのは明らかに矛盾している。

換言すると、真実は、口へのキスは本当に嫌だから抵抗し、ブラに手が入ってくる時は、もっとしてほしいから抵抗しなかったとしか考えられない。

なお、被告は絶対に嘘などついておらず、この部分の動画を確認すれば、虚偽の証言ではないと簡単に証明されることであるが、検察官が開示を拒否している。

また、右京警察はすべての動画を詳細に確認していると述べており、被告がすべての客に対し、上述内容で明示的に声掛けしていることを右京警察にも確認できるはずである。

そもそも、「本当にあったことを全てこの裁判で全部述べたい」と宣誓している原告女性に確認すれば、嘘の作り話ではないことが簡単に証明されるはずである。

2-3 「早く終わらせるためにも性的快感を覚えているような態度をとった」という主張

同じく答弁書でも説明したように、「いく」との言葉は早くわいせつ被害が終わることを期待する被害者心理から発せられることとしてあり得ると京都地検は論告要旨で繰り返し述べ、判決文でも、「被告人を満足させて早く終わらせるためにも性的快感を覚えているかのような態度をとった」との原告女性の供述に対し、「その供述内容自体に殊更な虚偽や誇張を疑わせるような不自然な点はない」と述べているが、常軌を逸した発言である。

なぜなら、仮の話として、「強姦に遭遇した際のアドバイスセミナー」といった講習会に講師として参加し、『挿入される前の段階で「いく・いっちゃん」と激しく感じている姿を見せれば、男は挿入することなく行為を止めて立ち去る可能性が高く、わいせつ行為を早く終わらせる行動としてぜひ実行しなさい』とアドバイスすれば、参加しているすべての女性が、「この人バカじゃないの？そんなことしたら、もっとしてほしいと求めているように理解されて間違いなく挿入されちゃうじゃん」と強く批判するはずである。

なお、挿入されてしまった場合、「いった」フリをして男性の興奮度を高め、早く射精させて終わらせようとする女性が稀にいるという話を聞いたことがあるが、挿入される前に「感じているフリ・いったフリ」をする女性が存在するとは考えられない。なぜなら、強姦されそうな場面に遭遇したら、挿入だけは何としても避けたいとすべての女性が考えるはずである。

補足：早くわいせつ被害が終わることを期待したものとする被害者尋問での証言詳細

原告代理人は、この部分も避けて見ないようにしているが、「そういう態度をとって、もっ

とエスカレートしないかとか、最後までされてしまうんじゃないかとか、そういう不安はなかったのですか？」との質問に「わかりません」と原告女性はここでもごまかしている。

そして、「どうして感じている態度をとれば、早く終わってもらえることになるんですか？」には「今まで私が経験した男性はそうでした」と答え、「男性が射精する、しないにかかわらずということですか？」には「はい」と回答している。すなわち、原告女性が「いく」状態になれば、複数の男性が射精していなくてもすぐに行為をやめていたことになるが、女性に対して性欲を持ち合わせている男性であれば、女性が「いった」から行為をやめるなどあり得ない。なぜなら、「いく・いっちゃう」と激しく感じている女性を目にすれば、男性の射精・挿入欲求がさらに高まるのは誰もが知る周知の事実であり、明らかに偽証である。

補足：原告女性が「わかりません」とごまかすしかできなかった理由

原告女性が行っているのは、挿入される前に「いく・いっちゃう」と激しく感じている姿を自分から積極的に見せるという男をさらに興奮させる行動で、早く終わるところか、自分から挿入を導こうとする行動である。そんな女性が存在するはずはないが、原告女性は、実際に自分がそのように行動してしまっており、一夜限りの恋を楽しんでいた事実を認めるわけにもいかず、「わかりません」と嘘を付いてごまかすしかできなかった形である。

そして、自分から挿入を導くなんて、もっとしてほしい気持ちがあれば絶対に発生しない。すなわち、抗拒不能ではなく、誰がどう考えても、少なくとも同意の誤信が発生する状況であり、「本件わいせつ行為に同意していない可能性について思い至らなかったなどとは到底考え難い」という主張は、常軌を逸した不合理極まりないものである。

2-4 「原告と被告との関係において、原告からこのようなわいせつ行為を受けることを許容するとは考え難いというほかない」という主張

同じく答弁書でも説明したように、性的なマッサージをリピート利用し、自分から積極的に受け入れている女性が実際に数多くいたことを原告代理人も把握しているはずである。したがって、どうしてこのように言い切れるのか、その根拠が全く不明である。

また、最終陳述でも説明したように、上司が女子社員の肩に触れるだけでセクハラと言われることからわかるように、「太ももや鼠径部含め肌に直接接触れるアロママッサージを

男性の手でやってもらうなんて」と抵抗を感じる女性が大多数を占め、性的なマッサージを期待していない女性は、「全く知らない初対面の男性だし、変に興奮して触ってほしくないところまで触られたら困る」といった不安を感じ、男性セラピストのアロマサロンの利用を避けるというのが女性心理で、女性セラピストのサロンと男性セラピストのサロンを全く同じ感覚で訪れる女性など基本的に存在しないことは容易に想像できるはずである。

一方、訪れている女性は、初対面の男性の前でほぼ全裸に近い状態になり、太もも・腰・背中など含め、肌に直接触れるアロママッサージを男性に自分から要望している女性であり、乳房や陰部へのマッサージを希望する者がいたとしても何ら不自然ではない。

***鼠径部の施術を自分から希望している原告女性**

ましてや、被害者尋問でも証言しているように、原告女性は鼠径部の施術を自分から希望しているのである。鼠径部といえば、陰部に隣接する非常に敏感な場所として一般的にも知られており、「リンパを流してほしかった」と説明しているが、自分の手が届くので、簡単に自分でも流すことができる場所である。にもかかわらず、よく知らない初対面の男性に対し、性的に感じやすいことでも知られる鼠径部への接触を自分から要望しているわけで、「被告人との関係において、被告人から前記のようなわいせつ行為を受けることを許容するとは考え難い」と単純に言い切るなどできないことは明らかである。

このように、「原告女性がわいせつ行為を許容するとは考え難いから同意していない」との主張は、結論を内包した内容を無条件に前提に含めている形であり、正に論点先取りの誤謬論法と言わざるを得ず、明らかに不合理で不当な主張である。

2-5 黙示の同意に関係する主張

同じく答弁書でも説明したように、判決文は、「明示的同意をすることなくわいせつ行為を受けたことを被告は認識していた」というほとんどこの1点をもって故意が認められるとしている。しかしながら、明示的同意をしていなくても、黙示の同意をしていたことは当然あり得るわけで、黙示の同意で足りることは言うまでもない。にもかかわらず、黙示の同意をしていないと被告が認識していたと言える具体的指摘が判決文には一切見当たらない。

そもそも、性的な事柄は、あえて明示的に口にすることはしないというのが経験則である。

すなわち、最終陳述でも述べたように、「もっとして」との言葉を発するのは女性にとっても恥ずかしいことで、もっとしてほしい時でも「もっとして」とは言わないのが普通で、この種の言葉を発したことがない女性の方がはるかに多いことは、男女を問わず誰もが認識している一般常識である。したがって、明示の同意をしていないことを仮に認識していたとしても、直ちに故意を推認することなどできないのは明らかである。

そして、原告代理人は、2-4の主張と同様に、「黙示的な同意で性的行為を受け入れることが想定されるような関係にない上、本件において原告が被告の行為を抵抗・拒絶できなかったことや性的快感を覚えたような反応を示していたことをもって原告が被告の行為を許容していたとみることはできない」と述べているが、このように断言できる根拠が全くもって不明である。したがって、原告代理人に対し、合理的な疑いを差し挟む余地がないところまで、誰もが明確に理解できる形で詳細に追加説明するように求める。

2-6 「原告が施術中に性的なサービスの提供を受けることを期待していたことをうかがわせる事情は全く見当たらない」という主張

同じく答弁書でも説明したように、被告は、右京警察・京都地検での取り調べから法廷での最終陳述まで一貫して、「施術開始から胸周辺までの施術で、体をくねらす・吐息や喘ぎ声をもらす・もっと奥まで触ってほしいと足を大きく開くなど、前戯の愛撫のように感じている姿を隠すことなく見せつける。このような反応がなかった女性のブラに手を入れたことなど一度もなく、それがすべての客に対する施術姿勢だったと断言できる」と証言している。

一方、原告女性は被害者尋問で、「鼠径部をもまれるときとかに自然と声が出るようなことは特になかったですか？」との質問に、それまでは断言形で証言していたが、「ないと思います」と曖昧に回答し、「鼠径部以外の時でも声が出たりということはなかったですか？」には「覚えてないです」とここでもごまかしている。

しかしながら、マッサージ中に吐息や喘ぎ声が漏れる状況は通常発生しない特殊なことであり、性的に感じることなどなかったのであれば、「全くなかったです」と即答で完全否定できるはずで、覚えている・覚えていないといった話ではない。にもかかわらず、「覚えてないです」とごまかすということは、何か隠しているとしか考えられず、被告の説明の通り、前

戯の愛撫のように感じている姿を隠すことなく見せつけていたという合理的推論が成り立つ形となる。そもそも、「覚えてないです」と証言する状況であれば、鼠径部に対して「ないと思います」と否定できるはずはなく、明らかに矛盾した証言と言わざるを得ない。

補足:「感じている姿を見られるのはとても恥ずかしい」という女性の羞恥心

この種の羞恥心を否定する人は存在しないはずである。そして、「そこはくすぐったいの
で結構です」とごまかす女性も実際にいたと被告は説明しているが、その気もないのにマ
ッサージ中に感じてしまうなら、「マッサージで感じてしまうなんて」と恥ずかしさはさらに増
大し、感じてしまっていることを絶対に悟られないように隠そうとするのが女性心理である。

したがって、彼氏でもない初対面の男性に対し、恥ずかしさを全く感じることなく、その気
もないのに性的に感じている姿を平気で見せ続ける女性など存在せず、これを否定する
人も皆無のはずである。すなわち、もっとしてほしい気持ちがあれば絶対に発生しない
状況であり、性的なサービスの提供を受けることを期待していた明白な証拠である。

なお、「胸周辺まではすごくリラックスしていた」と原告女性は証言しており、抗拒不能な
どといった状態ではなかったことも明らかである。

2-7 全くもって意味不明で理解不能の主張

これも判決文をそのままコピー・ペーストしているものであるが、「ほぼ全裸に近い状態
にある中、初対面の被告と二人きりの状況下で、被告からマッサージを受けている最中、
明示的な承諾をすることなく本件わいせつ行為を受けたものであるところ、このような本件
わいせつ行為を行った状況は、原告の同意があるものと誤信するような状況ではない、
このような状況について被告が認識していたことは、被告も自認するところであるから、不
法行為又は債務不履行の故意に欠けることはない」と主張している。

しかしながら、「このような本件わいせつ行為を行った状況は、原告の同意があるものと
誤信するような状況ではない」と断言できる根拠は何なのか、「このような状況について被
告が認識していたことは、被告も自認するところ」という「このような状況」とは何なのか、
「不法行為又は債務不履行の故意に欠けることはない」と断言できる理由は何なのか、全
くもって意味不明で理解不能である。したがって、合理的な疑いを差し挟む余地がないとこ

ろまで、誰もが明確に理解できる形で詳細に追加説明するように求める。

2-8 「拒絶された経験がある」という証言を切り取った主張

同じく答弁書でも説明したように、これは、事実を正確に説明していない論告要旨をそのまま踏襲したものである。なぜなら、「そこまでは結構です」などと言われて拒まれた経験があるため、わいせつ行為を許容しない客が存在することを被告は認識していたと論告要旨で述べられているが、これは都合が良いように証言を切り取ったものである。

具体的に説明すると、「やめてほしいとかいう形はなかった」「明確に嫌がられたことはなかった」と被告人質問で述べているように、もっとしてほしい気持ちに羞恥心も併存するのが女心で、その恥ずかしさが出て「そこまでは結構です」と女性が申し出たものである。

すなわち、「どこ触ってんのよ！」と怒って嫌がった拒絶など一度もなく、「もっとしてほしいけど、感じている姿を見られるのはやっぱり恥ずかしい」との羞恥心から、吐息を漏らしながら「そこまでは結構です」と恥ずかしそうに告げてきたものである。すなわち、「もっとしてほしいけど、恥ずかしいからやっぱりやめておこう」という形で、同意の誤信の一種とも言えるものである。

このように、被告は過去に発生したことを隠さず正直に説明しているのであって、にもかかわらず、事実を曲げて主張するなど許されない不当行為である。

2-9 加藤治子氏の証言を過度に一般化している主張

同じく答弁書で説明したように、「いく」と発したのは同意ではないと主張するため、「陰部などを触られ続けたら性的に感じるのは当然」という加藤治子氏の説明を繰り返し活用しているが、実際の状況とは異なる全く別の話を作ったの事実に基づかない主張である。

すなわち、口へのキスを避けるために抵抗したものと認識していながら、抗拒不能の状態だったと強引に主張した上でこのように証言させている形である。

なお、これも判決文のコピー・ペーストであるが、原告代理人は「不自然とまではいえない」という言葉で主張しており、合理的な疑いを差し挟む余地がないところまで明確に説明できていないことを原告代理人自身が認識しているからこそその表現と言える。

そもそも、原告と全く話をしておらず、目撃証言でもない単なる一般論であり、すべての男性が暴力を振るうわけではないから、マッサージを受ける女性が、わいせつ行為を拒絶することで「暴力を振るわれるかもしれない」といった不安感や恐怖心を抱くと言い切るのは無理がある。さらには、「そこは結構です」など軽微な拒絶行動すらできないほど畏怖するには相応の事情が存在するはずであるが、加藤氏はこの点を一切説明できていない。すなわち、過度に一般化し、誤った経験則を前提にした説明と言わざるを得ない。

補足:疑問を感じるべきは、触らせていること自体が不自然という点

「身体が性的に反応したとしても、生理的な反応として十分理解できる」と判決文でも述べられているが、そもそも、疑問を感じるべきは「触らせている」という点である。

繰り返しになるが、口へのキスに抵抗できるのであれば、ブラに手が入ってくる時や乳首にキスされる時にも抵抗できないはずはない。陰部へのキスは、足を閉じるだけでできなくなるわけで、顔を背けて口へのキスを避けるのと同じくごく簡単な行動なのに抵抗していない。さらには、紙ショーツをほんの数秒でスムーズに脱がすことができおり、原告女性が脱がすことに協力していたことは明白である。

すなわち、顔を背けて抵抗できるのに、足を閉じて抵抗しないばかりかパンツを脱がせることに協力までするなど、望んでいなければ絶対に発生しない行動で、愛のない口へのキスは嫌という形で一夜限りの恋を楽しんでいたことを示す明白な証拠である。

2-10 「原告が本件わいせつ行為に同意していない可能性について思い至らなかったなどは到底考えられない。このことは「支払いを拒絶されるや、それ以上支払を求めることがなかったことから裏付けられている」という主張

同じく答弁書でも説明したように、「今日はお代はいいですなどと返答してそれ以上支払を求めることがなかったことから裏付けられている」と判決文に述べられているが、こんな短絡的思考回路で故意を推認させる裏付けとするのは理解不能である。

論告要旨でも、被告が行った名古屋方面からの女性の話について何の根拠もなく否定し、「後知恵による作り話と見るのが自然」と述べている。しかしながら、被告は本当に真実を正直に話しているのであって、何の根拠もない暴論であり、真実を見極めようという姿

勢が全くないことの証明である。京都地検は、被告作成のリストの中にある「平安神宮近くのホテル」に宿泊していた2017年8月2日の客を調べるべきである。また、過去の支払い拒否に関する右京警察での取り調べの際、「間違いなく悪意があった」と名古屋からの客について話した記憶があり、右京警察にも確認すべきである。

本質部分としてさらに補足すれば、被告は被告人質問で、「パンツを脱がせることに協力して、あれだけ感じていたのに、どうしてクレームされるんだろうと思いました」と述べている。すなわち、被告は原告女性に対して「悪意のある人間」と感じたわけで、名古屋方面からの客と同じく、そんな人間と話をしても時間の無駄と感じて無料にしたのである。

このように、ここでも事実を脇に追いやり、「故意の裏付け」を無理矢理に作ろうとしている主張であり、当然のことながら、事実に基づかない主張など説得力は全くない。

2-11 信憑性が全くないと言わざるを得ない原告女性の証言の数々

同じく答弁書でも説明したが、仮に抗拒不能の状態だったとしても、だからといって同意の誤信が発生しないと言えないことは明らかで、同意・要望していた、少なくとも同意の誤信が発生する状況だったと認められるか否かが判断ポイントになるはずである。

***「自分が受け入れていると思われるのがすごく嫌だった」という原告女性の証言**

これは、嘘を付いて被害届を提出した理由として被害者尋問で証言しているものであるが、このような主張は、「そんなつもりはなかった」という言い訳と同類である。「殺すつもりはなかった」「悪気はなかった」と主張すれば、殺人やセクハラなどが許されるわけではなく、実際に現場でどのように行動していたかが判断ポイントである。そもそも、同意の誤診が発生する状況だったと原告女性自身が認めているからこそ出てくる言葉である。

***平気で二枚舌を使っている原告女性の証言**

一方、答弁書にコピーを添付したが、第1回公判が行われた2021年9月16日付の朝日新聞デジタルでは、「どこに同意があると思ったのか。3年以上経っても許せず、腹立たしさが増すばかり」と明らかに矛盾した証言を行っている。すなわち、「どこに同意があると思ったのか」と発言できるということは、「あの状況を目にして、同意していると感じる人などい

るはずがない」と考えているわけで、「受け入れていると思われるのが嫌」といった考えが頭に浮かぶはずはなく、被害届の提出の際に嘘を付く必要など全くない。

したがって、「いく・いっちゃん」と性的に激しく感じている様子を動画で確認している人には「受け入れていると思われるのが嫌だった」と説明し、動画を確認していない人には「どこに同意があったのか」と印象操作するように発言していると言わざるを得ず、このように平気で二枚舌を使うような人の話は全く信憑性がないと誰もが感じるはずである。

*女性検事・女性刑事・当時の代理人弁護士が発言

～自分の行動を顧みようとする姿勢が全くない原告女性

同じく答弁書にコピーを添付したが、朝日放送の番組で報道されていたように、京都地検の女性検察官は、「同意の誤信により無罪はほぼ100%に近い状態」と述べており、この発言を聞いても今なお「どこに同意があったのか」と主張するのは理解不能である。

また、同じく答弁書で説明したように、被告は取り調べを担当した右京警察の女性刑事から、「今日は取り調べということではなく、話をするために来てもらった」「あのマンションをどうしても出ないといけないの？そのまま住み続ける選択肢はないの？生きていくためには生活費を稼がないといけないからマッサージを続けたら？資格を取得しているし、通常のマッサージで終えていた人にもリピーターがいたんだから、しっかりとした技術を間違いなく身に付けているはずなので、それを活かして生活費を稼いでいったら？」との提案を受けている。この女性刑事は、取り調べの段階では、「お前またやるやろ。こういうやつは繰り返すんや」と述べており、嘘の被害届の提出に加え、実際には同意、少なくとも同意の誤信が発生している状況であることから、女性検察官と同じく「無罪」と判断したからこそその発言と考えられる。さらには、その他の動画も確認し、性欲にまかせた行為でもないことから、再犯といった概念さえ発生しないと理解できたからこそその提案としか考えられない。

そして、同じく答弁書にコピーを添付したように、朝日放送の番組で紹介されていた内容であるが、原告女性の当時の代理人弁護士でさえ、「動画だけを見たら同意のあるなしを判断するのはちょっと難しいかなという印象」と述べている。すなわち、「同意はなかった」とは断言できず、同意の誤信が発生する可能性を認めているのである。

このように、公平な目で犯罪を取り締まる立場にある女性検事・女性刑事が女性の目で見ると「無罪はほぼ100%に近い」「現場マンションで今後もマッサージを続けたら？」と発言していることに加え、代理人という立場にある弁護士でさえこのように述べていることから、「公平な目を持つ第三者の大多数が同様に理解する」と簡単に想像できるはずで

す。すなわち、このような状況にもかかわらず、「どこに同意があったのか」との主張を続けており、聞く耳を全く持たず、自分の行動を顧みる姿勢も全くないと言うほかない。

*「同意していない」と理解できるはずがない原告女性の言動

原告女性は、体をくねらせたり、あえぎ声を漏らしたり、「いく・いっちゃん」と発したり、明らかに性的快感を覚えた反応を示しており、当然同意している、むしろサービスを受け入れて満足してくれていると考えるのが普通である。

すなわち、同意していないとの考えに至ることはあり得ない状況であり、女性検事・女性刑事も同様に感じているからこそ、「無罪はほぼ100%に近い」「現場マンションで今後もマッサージを続けたら？」と発言しているはずである。したがって、「どこに同意があったのか」などとどうしてこんな発言ができるのか理解不能と言うほかない。

2-12 施術終了後の状況

同じく答弁書で説明したように、なぜかこの点についても、論告要旨でも判決文でも一切触れられていないが、原告女性がもってほしいと一夜限りの恋を楽しんでいたことを強く示す証拠である。なぜなら、他に誰もいない密室で、変に抵抗したら包丁で刺されて命が危ないという恐怖の中、わいせつ行為を40分も耐え続けたという原告女性の証言が事実であれば、精神的な疲労は極限状態で、茫然自失といった状態になるはずである。ましてや、話している内容が聞き取れないほど被害者尋問で涙を流していたことから考えて、感情を抑えきれずに極めて表に出やすい女性のはずである。

ところが、法廷で動画を確認したところ、何事もなかったようにごく普通に着替え、ネックレスなどを非常に長い時間をかけて身に着けようとしており、むしろ、6回も「いく」ことができて満足し、おしゃれを楽しむ余裕まで伺える状況である。この様子を目にすれば、命の危険を感じながらわいせつ行為を40分も耐え続けた女性とは到底思えないと誰もが感じ

るはずで、一夜限りの恋を楽しんでいたからこそ発生する状況と言うほかない。

2-13 支払いの拒否に関して

同じく答弁書でも説明したが、論告要旨で「個室に2人きりだったので、もし抵抗とかして逆上されたり、最悪殺されたりすることを想像して、怖くて抵抗できなかった」と京都地検が説明し、2021年9月16日付の朝日新聞デジタルで「やめてくださいと言いたかったが、室内には被告と自分しかいない。抵抗したら命が危ないかもしれない。台所には包丁もあるはずと、恐怖で声を出せなかった。40分ほど耐え続けた」と原告女性自身が説明している。すなわち、ポイントは、「他に誰もいない密室」と「変に抵抗したら命が危ないという恐怖」の2点になるが、施術終了後もこの2点には何の変化もない。

一方、判決文は、「着替えるなどした後の状況を全く異なる」と表現していることから、「服を着ている・着ていない」をポイントとして捉えていることになるが、明らかに判断ポイントがずれている。なぜなら、殴られたり刺されたりせずに逃げ切れるかどうかは、服を着用しているかどうかは全く関係ない。

そこで質問であるが、仮にコンビニ店員として働いていた際にコンビニ強盗に襲われた場合を想定して、「お前いつもこんなことやっているのか？お前に渡す金などない！」と、服を着ているからといって強盗を刺激する言葉を投げかけますか？

変に抵抗したら命が危ないかもしれないといった恐怖を感じているのであれば、服を着ているからといってそんな行動は絶対にとらず、この場からなんとか逃げ出せないかという点だけを誰もが考えるはずである。さらに言えば、もしこのように攻撃的な態度で戦うメンタリティをお持ちであれば、抗拒不能などといった状態にはならないはずである。

さらなる質問として、「このバンジージャンプを飛ばせば5000円差し上げます。ただし、5%の確率でロープが切れます。」こんなバンジージャンプにチャレンジしますか？

言うまでもなく、5000円程度のお金のために、命の危険を感じる世界に自分から飛び込む人など存在するはずがない。すなわち、「変に抵抗したら包丁で刺されて命が危ないかもしれない」といった恐怖を本当に感じているのであれば、他に誰もいない密室からとにかかく抜け出すため、刺されることなどないように相手を刺激せず、5000円程度の施術料金を

支払っていち早く立ち去ろうとするのが人間心理で、5000円程度のお金のために、刺されるかもという恐怖の中へ自分から命をかけて飛び込み、相手を刺激するような言葉まで投げかける人間など存在するはずがない。

したがって、このような支払い拒否は、包丁で刺されて命が危ないといった恐怖を感じていないからこそできる行動であり、すなわち、「変に抵抗したら包丁で刺されて命が危ないと声を出せなかった」という証言は取って付けた嘘という証拠である。そして、そんな恐怖を感じていなかったということは、抗拒不能ではなかったことを示す明らかな証拠である。

2-14 そもそも、支払いを拒否する理由など何もない原告女性

説明してきたように、原告女性は、一夜限りの恋を楽しんでいたことから、施術後にショックを受けているはずもなく、ごく普通に着替えを行い、少なくとも6回も「いく」ことができた満足感からおしゃれまで楽しんでいる。すなわち、5000円程度のお金のために、刺されるかもという恐怖の中へ自分から飛び込み、相手を刺激する言葉まで投げかける人間など存在しないと既に説明したが、そもそも支払いを拒否する理由など何もなく、胸などを触られたことを理由として施術料金を踏み倒そうとする悪意の行動としか考えられない。

2-15 「本件わいせつ行為を受けることに同意していながら、その後、突如として虚偽の被害申告を決意するに至ったことをうかがわせる事情は何ら見い出せない」という主張

同じく答弁書で説明したように、支払いを拒否する理由など何もないのに被害届を提出した状況を分析すると、少なくとも6回も「いく」ほど激しく感じていたことがバレるはずはない。こういった案件は女性よりの立場で審議されることが多いとも考え、一夜限りの恋を楽しんでいた事実を隠し、被害届を受理させるために虚偽の被害届を提出した形である。

そして、被告が無料にしたことを受けて「非を認めていると思った」と証言しているが、施術料金の踏み倒しが成功し、非を認めているから慰謝料も取ってやろうと企てた形である。

すなわち、原告代理人は、判決文をコピー・ペーストして「本件わいせつ行為を受けることに同意していながら、その後、突如として虚偽の被害申告を決意するに至ったことをうかがわせる事情は何ら見い出せない」と主張しているが、この案件の本質は、準強制わいせつ罪ではなく、痴漢を装って和解金をだまし取ろうとした男女が逮捕された事件と同類の

犯罪で、施術前・施術中・施術後の不自然で矛盾だらけの状況に加え、500万円もの大金の申し立てからも、この種の悪意を動機とした犯罪としか考えられない。

換言すれば、嘘の被害届を提出し、「もっとしてとか言ってない」と主張し、重要ポイントで「覚えていません・わかりません」とごまかせば、詳細を吟味されることなく大金を得られるという判決が下されており、社会の秩序を守るためにもあってはならない判決である。

2-16 認定されるべきは動画から認定できる事実関係

最近では、防犯カメラやドライブレコーダーなどに記録された動画が犯罪の取り締まりに大活躍しているが、この案件についても、現場で何が起こっていたかを正確に把握できる動画が残されている。したがって、原告女性に同意があったかどうかは、この動画から認定できる事実関係に基づいて具体的に認定されるべきである。

仮に、この動画において、原告女性が同意していないことを示す事実関係が具体的に指摘できないのであれば、被告もまた原告女性の内心を察知することなどできないことから、同意の誤信があるとして故意を欠き、無罪とされなければならないことは明白である。

補足：原告女性の実際の言動を見ないようにしている原告代理人

原告女性の数えきれないほどの不自然な言動を説明してきたが、原告代理人は、そんな原告女性の実際の言動を避け続けて見ないようにしている形である。

その理由は簡単で、既に説明した女性検事・女性刑事・当時の原告代理人の発言が証明しているが、原告女性の行っている言動に照らし合わせると、同意、少なくとも同意の誤信が発生していたと誰もが判断する状況で、同意していたと認めざるを得ないからである。

そして、何をやっているかといえば、もっともらしい話を拡大解釈させ、この件にも強引にあてはめようとしている形である。そして、100%と断言できないことを悪用し、0.1%の可能性をあたかも十分にあり得ることとして主張している形である。

2-17 まとめとして

被告は、刑事・検事の取り調べから法廷の場まで黙秘権など一切行使せず、真実を知る現場にいた当事者として、すべての質問に対して真摯に正直に率直に回答してきている。

一方、原告女性の主張は、本当のことなのか・嘘の作り話なのか誰も断定できず、何と

でも言うことができる話ばかりである。また、「どこに同意があったのか」と主張しながら、被告が実際に目にしていた状況に基づく主張を避けるという矛盾した姿勢である。

*嘘に嘘を重ねていなければ絶対に発生しない状況

これだけ数多くの不自然な点が発生する状況は、事実に基づかない嘘の話を作っていないければ絶対に発生せず、場面・場面でもっともらしい話を作って嘘を付いていることから、全体的に見れば話がつながらないという状況が必然的に生まれている形である。

*「本当にあったことを全てこの裁判で全部述べたい」との宣誓後も嘘を続ける原告女性

原告女性が嘘の話を作り続けている証明と言えるが、被害者尋問で自分からこのように宣言しているにもかかわらず、虚偽の被害届に加え、この宣言直後も、「前戯の愛撫のように感じていた」との被告の主張に対して「覚えていません」と答え、「いく・いっちゃうと激しく感じている姿を見せればどうして早く行為が終わるのか」には「わかりません」と答えるなど、ごまかしの証言を行い続けている。さらには、以下で説明する「消滅時効に対する答弁」では、被害者尋問での証言とは異なる明らかな偽証を行っており、こんな人間は全く信用できないと誰もが感じるはずである。

*一般的に見られるはずの原告と被告の立場が入れ替わっている状況

被害者が法廷の場で嘘を付くなど基本的に考えられず、嘘を付くとすれば、それは犯人が何か隠したい時に行う行動である。しかしながら、この裁判においては、被告が隠すことなく正直に答え、原告女性は嘘を付いてごまかす姿勢に終始しており、施術料金を踏み倒す・慰謝料をだまし取ることを動機とした悪意行動であることの証拠である。

このように、原告女性の証言には全く信用性がないと言わざるを得ない。また、「多大な精神的苦痛を被った」と主張しているが、動画に記録されている状況および原告女性の実際の言動から考えて、同意、少なくとも同意の誤信が発生する状況だったことを否定する要素はなく、原告が主張する債務不履行には該当しない。

さらに言えば、原告女性は、真実を語らずに嘘に嘘を重ねており、女の武器も活用しながら警察・検察・裁判所の良心を悪用し、500万円もの大金をだまし取ろうとしていると言う

ほかなく、あってはならない社会秩序を乱す悪意の犯罪と言わざるを得ない。

第3 損害額の内訳に対する答弁

隠す内容ではなく、むしろ正当な額であることを強く主張すべき点であるにもかかわらず、慰謝料455万円・弁護士費用45万円という内訳のみが述べられている。

しかしながら、被告準備書面(1)で説明したが、公平な目を持つ第三者が見れば、「まるで言ったもん勝ちの姿勢で、好ましい額を適当に申し立てているのではないか」と感じる人がいてもおかしくないはずである。すなわち、被告は、「痴漢を装って和解金をだまし取ろうとした男女が逮捕された事件と同類の犯罪」との主張を既に行っているが、原告と共謀して法外な利益を得ようとしているとの疑いさえ起きかねない状況である。

したがって、その疑いが明らかな間違いであると証明するためにも、最初の300万円の算出根拠、500万円に変更した経緯及び根拠、500万円を慰謝料と弁護士費用に分けた経緯などについて、詳細を開示するように再度求める。

第4 消滅時効(請求の原因1に対する抗弁)に対する答弁

予約受領後に被告が送信したメールについて「不知」と述べており、明らかにごまかしの証言である。なぜなら、原告がこのメールを受信していなければ、コインパーキングで待ち合わせ、被告の車に同乗してマンションに向かう状況など絶対に発生しない。

実際、被害者尋問で原告は、「予約後に被告人から返信が来ました」「無料の送迎がある」「お店の近くのコインパーキングまでお願いしました」「到着後、到着しましたと被告人に電話しました」と証言している。すなわち、「不知」という説明は、法廷の場で虚偽の証言を行っているわけで、偽証罪として罰せられなければならない証言である。

さらには、原告は被害者尋問において、「本当にあったことを全てこの裁判で全部述べたい」と自分から宣誓しているにもかかわらず、今なお嘘を付き続けている証拠である。

朝日放送の記者とともにマンションの近くを訪れたことについては、「令和2年10月23日

以降」と日付を述べているが、全く無意味である。説明すべきは、「不起訴処分を起因として被告の住所等が判明しなければ訪れることなどできなかったかどうか」である。

なお、被害者尋問で原告は、「場所的にもよく行くところで、土地勘があったので通いやすいなと思いました」と述べているほか、施術後には自分の足で駐車場まで戻っており、桂川沿いで橋のすぐそばという分かりやすい立地であることから、住所が判明していなくても訪れることができたのは明白で、ここでもさらにごまかそうとしている証拠である。さらには、その場・その場で、事実に基づかないもっともらしい話を作ってごまかそうとする姿勢が染みついていることから発生している状況と言うほかない。

右京警察による家宅捜索についても「不知」とだけ述べているが、これも全く無意味である。説明するのであれば、原告からの情報に基づいて、右京警察が被告の氏名・住所等を把握して家宅捜索をできたとしても、原告・原告代理人にとっては、不起訴処分が下されるまでは被告の住所等を知ることは絶対に不可能かどうか」という点である。

そして、「原告の反論」もごまかしの証言であふれている。たとえば、「簡単に確認できたわけではない」「簡単なことではなかった」「可能であったかどうかは疑問」「照会先から回答を拒否される可能性もある」などと説明しており、「手間をかければ氏名・住所等を入手することは可能だった」と言っているのと同じである。すなわち、やるべきことをやらない前提で、「早くも不起訴処分日の令和元年9月26日」と主張していると言うほかない。

また、「捜査に影響を及ぼす可能性があることから差し控えるべき」との説明が行われているが、これは原告代理人の主観で、原告代理人の中で勝手に処理しているものであり、原告代理人に責任が所在する行動である。そして、右京警察に声をかけ、捜査に影響しない形で現地確認や職務上請求・弁護士会照会を行うことは十分可能なはずである。

このように、偽証罪に該当する証言に加え、生活している場所を把握していながら「早くも不起訴処分日の令和元年9月26日」と主張するなど、不誠実極まりない姿勢である。

第5 事件記録閲覧等の制限の申立の取下に関して

令和4年12月8日付で、申立人の氏名、住所、生年月日、職業及び勤務先等の申立人特定事項記載部分について、申立人が特定され、同人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるとの理由により、交付を請求することができる者を当事者に限るとの申立が行われている。実際、刑事裁判の法廷においても、申立人は、臨時的に設けられた壁で常に遮蔽されている状態で参加していたのである。

ところが、令和5年1月5日付で、その申立の取下書が提出されており、理解不能の行動と言わざるを得ない。なぜなら、申立人が特定され、同人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるとの理由により申し立てていたものを取り下げるということは、そのようなおそれが発生することなど100%あり得ないとの結論に達したことになるわけで、申立人の利益を考えての行動とは到底考えられず、極めて不自然である。

仮に、そういった結論に達したとしても、既に申し立てていたものを取り下げる必要性は全くなく、そのまま維持していたとしても何ら問題は発生しないはずである。

したがって、ここでも何らかの悪意が存在することを推認できてしまう状況であり、申し立てから取り下げに至った経緯・理由についての説明を求める。

第6 添付書類

- 1 被告準備書面(2) 副本1通

以上